交通事故における慰謝料

１　慰謝料とは

　　精神的損害に対する賠償金額のことです。交通事故に遭うと被害者は多大なショックを受けます。そのショックを金額で表したものが、精神的損害に対する賠償金額（慰謝料）です。

２　種類

　①死亡に対する慰謝料

　②傷害に対する慰謝料

　③後遺症に対する慰謝料

３　慰謝料の金額はどうやって決めるか

　　では、慰謝料、すなわち、精神的なショックを受けたことに対する賠償金額はどのように決めるのでしょうか。各交通事故には様々なシチュエーションがあり、また、精神的なショックに個人差もあるので、これを計算することはなかなか難しい問題です。

　　そこで、交通事故（労災も同様です）に伴う慰謝料については、それを計算する方法が確立されています。なお、各保険会社がそれぞれ内的に定めている基準は、これとは別です（一般的には以下に述べる金額・計算方法に比べて、低額です）。

「民事交通事故訴訟　損害賠償算定基準２０１６」（いわゆる「赤い本」）に基づいて、順をおって説明しましょう。

４　死亡の対する慰謝料

　　被害者が死亡した場合は、死亡した被害者の立場により異なります。

　　一家の支柱の場合　　２８００万円

　　母親、配偶者の場合　２５００万円

　　その他の場合　　　　２０００万円～２５００万円

　　＊この基準は具体的な斟酌事由により増減されます。一応の目安を示したものです

５　傷害に対する慰謝料

　　入院期間と通院期間により、計算されることになります。

　　具体的には以下の通りです。

　　＊Ａ

　　＊Ｂ

　　＊Ｃ

　　＊Ｄ

６　後遺症に対する慰謝料

　⑴　被害者本人の後遺症慰謝料

　　　後遺障害等級により、以下の金額を基準とします。

　　　＊Ｅ

　　　（表の下に以下の文章を）

　　　＊なお、後遺障害等級１４級に至らない後遺症の場合でも、事案によっては後遺症慰謝料が認められる場合があります。

　⑵　近親者の慰謝料

　　　重度の後遺障害の場合には、近親者にも別途慰謝料が認められる場合があります。

７　物損に対する慰謝料

　　原則として、認められません。

　　被害者の愛情利益や精神的平穏を強く害するような特段の事情があれば例外的に認められる場合もあります。